

「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の発行会社等における会社情報等の
本協会への報告に関する細則」の一部改正について

平成21年 1 月 20日

日本証券業協会

Ⅰ. 改正の趣旨

平成20年12月12日に「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成20年法律第65号）が施行され、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」において、上場会社等の子会社の機関決定に係る重要事実の軽微基準として、上場会社等の子会社の解散に係る軽微基準が新設されたところである。

今般、当該内閣府令等の改正に伴い、「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告に関する細則」（以下「会社情報等報告細則」という。）の一部について、以下のとおり改正を行うこととする。

Ⅱ. 改正の骨子

「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」第52条第1項第5号の2が定める上場会社等の子会社の機関決定に係る重要事実の軽微基準として、上場会社等の子会社の解散に係る軽微基準が新設されたことに伴い、「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」第16条に定めるグリーンシート銘柄等の取扱会員が本協会に報告する場合の項目について、「会社情報等報告細則」に定める別表Ⅰの7(6)に掲げる「解散（合併による解散を除く。）」に軽微基準を追加する。

Ⅲ. 施行の時期

この改正は、平成21年 1 月 20日から施行する。

以 上

○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制1部 担当：佐々木、齋藤（TEL 03-3667-8647）

**「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の発行会社等における会社情報等の
本協会への報告に関する細則」の一部改正について**

平成21年 1 月 20日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧																																
別表 I. エマージング又はオーディナリーとして区分した グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄 第3条に規定する別表に掲げるものは、次の報 告事象欄に掲げる事象である。ただし、投資者の 投資判断に及ぼす影響が軽微なものとしてそれぞ れの事象について軽微基準欄に掲げる基準に該当 する場合における当該報告事象欄に掲げる事象を 除く。 <table border="1"> <thead> <tr> <th align="center">報告事象欄</th><th align="center">軽微基準欄</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 } (現行どおり)</td><td></td></tr> <tr> <td>6</td><td></td></tr> <tr> <td>7 発行会社の子会社 の業務執行を決定す る機関が、当該子会 社について次に掲げ る事項を行うことに ついての決定をした 場合(当該決定に係 る事項を行わないこ とを決定した場合を 含む。)</td><td></td></tr> <tr> <td>(1)</td><td></td></tr> <tr> <td>} (現行どおり)</td><td></td></tr> <tr> <td>(5)</td><td></td></tr> <tr> <td>(6) 解散(合併によ る解散を除く。)</td><td> 次の(a)から(d)までに 掲げるもののいずれに も該当すること。 (a) 当該解散による 連結会社の資産の 額の減少額が直前 連結会計年度の末 日における連結純 資産額の100分の30 に相当する額未満 であると見込まれ ること。 (b) 当該解散による 連結会社の売上高 の減少額が直前連 結会計年度の売上 高の100分の10に相 当する額未満であ ると見込まれるこ と。 (c) 当該解散による 連結会社の連結経 </td></tr> </tbody> </table>	報告事象欄	軽微基準欄	1 } (現行どおり)		6		7 発行会社の子会社 の業務執行を決定す る機関が、当該子会 社について次に掲げ る事項を行うことに ついての決定をした 場合(当該決定に係 る事項を行わないこ とを決定した場合を 含む。)		(1)		} (現行どおり)		(5)		(6) 解散(合併によ る解散を除く。)	次の(a)から(d)までに 掲げるもののいずれに も該当すること。 (a) 当該解散による 連結会社の資産の 額の減少額が直前 連結会計年度の末 日における連結純 資産額の100分の30 に相当する額未満 であると見込まれ ること。 (b) 当該解散による 連結会社の売上高 の減少額が直前連 結会計年度の売上 高の100分の10に相 当する額未満であ ると見込まれるこ と。 (c) 当該解散による 連結会社の連結経	別表 I. エマージング又はオーディナリーとして区分した グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄 第3条に規定する別表に掲げるものは、次の報 告事象欄に掲げる事象である。ただし、投資者の 投資判断に及ぼす影響が軽微なものとしてそれぞ れの事象について軽微基準欄に掲げる基準に該当 する場合における当該報告事象欄に掲げる事象を 除く。 <table border="1"> <thead> <tr> <th align="center">報告事象欄</th><th align="center">軽微基準欄</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 } (省 略)</td><td></td></tr> <tr> <td>6</td><td></td></tr> <tr> <td>7 発行会社の子会社 の業務執行を決定す る機関が、当該子会 社について次に掲げ る事項を行うことに ついての決定をした 場合(当該決定に係 る事項を行わないこ とを決定した場合を 含む。)</td><td></td></tr> <tr> <td>(1)</td><td></td></tr> <tr> <td>} (省 略)</td><td></td></tr> <tr> <td>(5)</td><td></td></tr> <tr> <td>(6) 解散(合併によ る解散を除く。)</td><td align="center">(新 設)</td></tr> </tbody> </table>	報告事象欄	軽微基準欄	1 } (省 略)		6		7 発行会社の子会社 の業務執行を決定す る機関が、当該子会 社について次に掲げ る事項を行うことに ついての決定をした 場合(当該決定に係 る事項を行わないこ とを決定した場合を 含む。)		(1)		} (省 略)		(5)		(6) 解散(合併によ る解散を除く。)	(新 設)
報告事象欄	軽微基準欄																																
1 } (現行どおり)																																	
6																																	
7 発行会社の子会社 の業務執行を決定す る機関が、当該子会 社について次に掲げ る事項を行うことに ついての決定をした 場合(当該決定に係 る事項を行わないこ とを決定した場合を 含む。)																																	
(1)																																	
} (現行どおり)																																	
(5)																																	
(6) 解散(合併によ る解散を除く。)	次の(a)から(d)までに 掲げるもののいずれに も該当すること。 (a) 当該解散による 連結会社の資産の 額の減少額が直前 連結会計年度の末 日における連結純 資産額の100分の30 に相当する額未満 であると見込まれ ること。 (b) 当該解散による 連結会社の売上高 の減少額が直前連 結会計年度の売上 高の100分の10に相 当する額未満であ ると見込まれるこ と。 (c) 当該解散による 連結会社の連結経																																
報告事象欄	軽微基準欄																																
1 } (省 略)																																	
6																																	
7 発行会社の子会社 の業務執行を決定す る機関が、当該子会 社について次に掲げ る事項を行うことに ついての決定をした 場合(当該決定に係 る事項を行わないこ とを決定した場合を 含む。)																																	
(1)																																	
} (省 略)																																	
(5)																																	
(6) 解散(合併によ る解散を除く。)	(新 設)																																

新	旧
常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。 (d) 当該解散による連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。	
付 則 この改正は、平成 21 年 1 月 20 日より施行する。	

「証券保安対策支援センター」組織要綱

平成 21 年 1 月 21 日

日本証券業協会

1 目 的

日本証券業協会（以下、「本協会」という。）は、金融商品取引及び金融商品市場から反社会的勢力を排除するため、会員等の取組みを支援することを目的とし、証券保安対策支援センター（以下、「センター」という。）を置く。

2 役 割

（１）センターは、会員等が保有する反社会的勢力等に関する情報を収集・集約するとともに、警察及び暴力追放運動推進センター（以下、「暴追センター」という。）と連携することにより、業界全体として反社会的勢力情報の共有化を図り、もって会員等に対する効率的な照会機能の提供、照会結果の提供を行うことを役割とする。

（２）センターは、証券警察連絡協議会等の場を通じて、会員と警察、暴追センター、金融庁、金融商品取引所及び弁護士会との連携強化の橋渡しを行うとともに、会員等に対し、反社会的勢力排除に関するノウハウの提供等を行うことを役割とする。

3 組 織

センターは、本協会内の証券戦略部門に置く。

4 登録申請

センターは、国家公安委員会に、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 32 条の 2 第 2 項第 7 号に規定する「不当要求情報管理機関」としての登録を申請する。

5 業 務

センターは、以下に掲げる業務を行う。

- ① 反社会的勢力に関する情報の収集、集約、管理
- ② 会員等からの照会対応及び回答
- ③ 反社会的勢力に関する個別調査
- ④ 反社会的勢力排除に際しての個別相談対応・支援
- ⑤ 都道府県別証券警察連絡協議会の運営支援（事務局）
- ⑥ 証券保安連絡会の運営（事務局）

6 職 員

センターの職員は、会長が任命する。また、センターの職員は、別に規定する「不当要求情報管理規程」を遵守し、業務を行う。

7 B C P対策業務

センターは、5に定める業務のほか、B C P対策室を置き、以下に掲げる業務を行う。

- ① 証券市場の事業継続計画（B C P）の企画、立案及び総合調整
- ② 本協会の事業継続計画（B C P）の企画、立案及び総合調整

8 その他

平成 21 年 3 月 1 日、「セキュリティ対策室」及び「証券保安センター準備室」を「証券保安対策支援センター」に改組する。

以 上

日本証券サミット (Japan Securities Summit) の開催について

平成 21 年 1 月 20 日

日本証券業協会

1. 平成 19 年 4 月に本協会が公表した「今後の金融・資本市場のあり方を考える懇談会」の中間報告¹において、東京市場の国際化の観点から、我が国の実情や取組みについて官民一体となった海外への積極的な PR が不可欠であるとしており、海外でのセミナー開催が提言された。
2. これを踏まえ、昨年 1 月、本協会は、欧州の証券団体である国際資本市場協会 (ICMA: International Capital Market Association) との共催により、第 1 回日本証券サミットをロンドンにおいて開催した。同イベントには、英国の金融機関、機関投資家、ファンド・マネジャー及び法律/会計の専門家を中心に、350 名を超える参加者が来場し、参加者からは、日本の証券市場に関するトピックを幅広く紹介し、日本市場への理解を深めることができたとして、肯定的な評価を受けた。
3. 以上の結果を踏まえ、昨年 5 月 20 日の証券戦略会議において、今後の海外におけるプロモーション・イベントの進め方についてご審議いただいた結果、以下の方針が決定された。
 - 1) 海外における同種イベントを今後も継続する。
 - 2) 現在世界の金融・証券ビジネスをリードしているロンドンにおいて、数年おきに定例的に開催する。
 - 3) 他の開催候補地のうち、ニューヨークは、サブプライム問題、大統領選後の新政権の帰趨が見えてから開催を検討することとし、次回は、アジアの主要金融センターであり、中国市場を背景にもつ香港において、平成 21 年第一四半期ごろ開催することを念頭に検討を進める。
4. 以上の証券戦略会議の決定に従い、セミナー内容の企画、開催場所・スピーカーの選定等を進めてきたところ、別紙のとおり、第 2 回日本証券サミットを開催することとする。

¹ 2007 年 4 月 26 日公表、日本証券業協会 「今後の金融・資本市場のあり方を考える懇談会 中間報告「国民の豊かな生活の実現に向けた金融・資本市場改革」

(別 紙)

第2回日本証券サミットの概要

1. 目的

香港及びメインランド中国の機関投資家、金融関係者、発行体企業を主たる対象として、投資対象としての日本をプロモートするとともに、日本の取引所での上場・取引を勧誘する。

2. 開催日 2009年3月5日(木)

3. 開催場所 フォーシーズンズ・ホテル 香港

4. プログラム 別添参照

5. 基調講演

奥田 碩(おくだ ひろし)氏
(トヨタ自動車取締役相談役、内閣特別顧問、日本経団連名誉会長)

6. 想定される参加者

香港及びメインランド中国の大手証券業者・金融機関、機関投資家、ファンド・マネージャー、発行体企業、会計・法律専門家等200～300名の参加を得ることを目指す。

7. 共催 香港証券業協会 (Hong Kong Stockbrokers Association)

平成21年「春季証券投資セミナー」 講演テーマ・講師一覧

21.1.20

担当地区協会	日 程	会 場	内 容
東 京	2/6(金)	A B Cホール (収容人員 300名) 大阪市福島区福島1-1-30	<ラジオ番組>細川茂樹の株式講座「スタイリッシュ投資ライフ」公開録音イベント <18:30~19:20> 講演/「マネーセンス向上委員会~株式投資ははじめの一步」 大竹 のり子 氏 (ファイナンシャルプランナー) 細川 茂樹 氏 (俳優)
			<19:30~20:30> トークショー/「夢をかなえるために ~ライフプラン・マネープランを考えよう!~」 細川 茂樹 氏 (俳優) 熊田 曜子 氏 (タレント) 大竹 のり子 氏 (ファイナンシャルプランナー)
	2/18(水)	横浜情報文化センター 情文ホール (収容人員 200名) 横浜市中区日本大通11番地	<13:20~14:50> 講演/「はじめての株式投資教室」 高橋 勲 氏 (NPOエイプロシス 証券カウンセラー)
			<15:00~16:00> 講演/「初心者でもわかる株式市場の動き ~専門家のはなしを聞く~」 杉村 富生 氏 (経済評論家)
	2/22(日)	東京国際フォーラム ホールB7 (収容人員 1,200名) 千代田区丸の内3-5-1	【昼の部】 <13:00~13:10> 挨拶/日本証券業協会 会長 安東 俊夫
			<13:10~14:10> 講演/「内外から見た日本経済」 リチャード・クー 氏 (株式会社 野村総合研究所 主席研究員、 チーフエコノミスト)
			<14:30~15:30> 講演/「これからの時代に必要な経済的センスと 金融リテラシー」 勝間 和代 氏 (経済評論家、公認会計士)
			【夜の部】 <17:30~18:30> トークショー/「ライフプランと資産運用 ~マネープランに証券投資を活かす~」 生島 ヒロシ 氏 (キャスター) 勝間 和代 氏 (経済評論家、公認会計士) 勝 恵子 氏 (フリーアナウンサー/司会進行)
	2/24(火)	アミューゼ柏 クリスタルホール (収容人員 200名) 柏市柏6-2-22	<13:20~14:50> 講演/「はじめての株式投資教室」 小林 春男 氏 (NPOエイプロシス 証券カウンセラー)
			<15:00~16:00> 講演/「初心者でもわかる株式市場の動き ~専門家のはなしを聞く~」 植木 靖男 氏 (株式評論家)
	3/2(月)	大宮ソニックシティ 市民ホール (収容人員 200名) さいたま市大宮区桜木町1-7-5	<13:20~14:50> 講演/「はじめての株式投資教室」 本川 勲夫 氏 (NPOエイプロシス 証券カウンセラー)
			<15:00~16:00> 講演/「初心者でもわかる株式市場の動き ~専門家のはなしを聞く~」 杉村 富生 氏 (経済評論家)

担当地区協会	日 程	会 場	内 容
大 阪	2/17(火)	三宮研修センター (収容人員 255 名) 神戸市中央区八幡通 4-2-12	<18:40~20:10> 講演/「人と社会が豊かになる証券投資」 藤沢 久美 氏 (シンクタンク・ソフィアバンク 副代表)
	2/19(木)	ホテルサンルート彦根 金亀の間 (収容人員 145 名) 彦根市旭町 9-14	<13:40~15:10> 講演/「気になる金融・経済の動きと私たちの暮らし」 國定 浩一 氏 (大阪学院大学企業情報学部 教授)
	2/26(木)	京都市アバンティホール (収容人員 350 名) 京都市南区東九条西山王町 31 アバンティ 9 階	<18:40~20:10> 講演/「人と社会が豊かになる証券投資」 藤沢 久美 氏 (シンクタンク・ソフィアバンク 副代表)
	3/5(木)	姫路キャスパホール (収容人員 300 名) 姫路市西駅前町 88 キャスパビル 7 階	<13:40~15:10> 講演/「気になる金融・経済の動きと私たちの暮らし」 國定 浩一 氏 (大阪学院大学企業情報学部 教授)
	3/7(土)	大阪市中央公会堂大集会室 (収容人員 1,100 名) 大阪市北区中之島 1-1-27	<14:15~15:15> 講演/「これからの日本は!!」 塩川 正十郎 氏 (元財務大臣)
			<15:30~16:30> 講演/「今後の経済・金融展望」 木内 登英 氏 (野村証券株式会社 金融経済研究所 経済調査部長兼チーフエコノミスト)
	3/10(木)	オーバルホール (収容人員 450 名) 大阪市北区梅田 3-4-5 毎日新聞ビル地下 1 階	<19:00~20:30> 講演/「勝間式 “証券投資ははじめの一步”」 勝間 和代 氏 (経済評論家、公認会計士)
名古屋	2/1(日)	名証ホール (収容人員 80 名) 名古屋市中区栄 3-8-20	大学生向けセミナー <13:00~14:00> 講演/「社会人になる前に知っておきたい経済の知識」 家森 信善 氏 (名古屋大学大学院経済学研究科教授 ・経済学博士)
			<14:10~15:10> 講演/「金融・証券業界の現況と将来」 前田 昌孝 氏 (日経ヴェリタス編集部編集委員)
			<15:20~16:50> パネルディスカッション/ 「若手証券マンに聞く～証券会社の仕事と魅力」 証券会社若手社員 3 名 コーディネーター 森 一幸 (日本証券業協会証券教育広報センター中部支部長)
	2/11(水)	デザインホール (収容人員 500 名) 名古屋市中区栄 3-18-1	<10:30~12:00> 講演/「生き残りたいサラリーマンのための発想術」 伊藤 元重 氏 (東京大学大学院経済学研究科長 ・経済学部長)
			<13:00~14:30> 講演/「高配当を目指す投資信託の上手な選び方」 菅田 芳恵 氏 (NPOエイブロシス 証券カウンセラー)
			<14:40~16:10> 講演/「今だから始めたい株式投資」 岩月 博 氏 (NPOエイブロシス 証券カウンセラー)
	2/12(木)	名証ホール (収容人員 80 名) 名古屋市中区栄 3-8-20	<18:30~20:30> 講演/「～若いからできる～ 「しっかり貯めて、大きく殖やす知恵」 「金融機関の違いと賢い選び方」 浅野 礼美子 氏 (NPOエイブロシス 証券カウンセラー)
	2/13(金)	名証ホール (収容人員 80 名) 名古屋市中区栄 3-8-20	<13:30~15:00> 講演/「新しい証券税制のポイントと魅力」 森 満彦 氏 (株式会社 名南経営 東京企業情報部長・森満彦税理士事務所所長)

担当地区協会	日 程	会 場	内 容
	2/14(土)	テレビアホール (収容人員 480名) 名古屋市東区東桜1-14-25	<11:30~12:30> 講演/「ゆとりを生むライフスタイルの身につけ方 ～船旅を楽しむ～」 内山 勝美 氏 (商船三井客船 にっぽん丸クルーズ コンシェルジュ)
			<13:30~15:00> 講演/「ハッピーライフの過ごし方～健康とお金の法則～」 森永 卓郎 氏 (獨協大学教授・経済アナリスト)
			<15:10~16:10> 講演/「美しく豊かに生きるためのマネープラン」 内田 英爾 氏 (NPOエイプロシス 証券カウンセラー)
			資産運用質問コーナー (会場ロビー) 相談員/浅野 礼美子 氏 (NPOエイプロシス 証券カウンセラー) 岩月 博 氏 (NPOエイプロシス 証券カウンセラー)
北海道	2/24(火)	札幌グランドホテル 本館2階 「金枝の間」 (収容人員 400名) 札幌市中央区北1条西4丁目	<13:40~14:40> 講演/「証券投資バランスアップ術」 藤沢 久美 氏 (シンクタンク・ソフィアバンク 副代表)
			<14:50~15:50> 講演/「日本のこれからの成長戦略と 金融経済情勢について」 江上 剛 氏 (作家)
東 北	2/21(土)	東京エレクトロンホール宮城 (宮城県民会館)「601大会議室」 (収容人員 300名) 仙台市青葉区国分町3-3-7	<13:00~14:00> 講演/「輝く女性のための『セルフプロデュース術』」 中谷 彰宏 氏 (作家)
			<14:10~15:40> 講演/「ピンチをチャンスに変えるマネープラン」 和泉 昭子 氏 (ファイナンシャルプランナー)
北 陸	2/28(土)	福井県民ホール (収容人員 400名) 福井市手寄1-4-1 アオッサ8階	<13:40~14:40> 講演/「板東英二流マネー学」 板東 英二 氏 (タレント)
			<15:00~17:00> 講演/「長期投資で人生を豊かにしよう」 澤上 篤人 氏 (さわかみ投信株式会社 代表取締役)
中 国	2/28(土)	島根県民会館 3階「大会議室」 (収容人員 120名) 松江市殿町158	<13:30~15:00> 講演/「大変な時代の読み方 ～大波小波を乗り越えて～」 三原 淳雄 氏 (経済評論家)
	3/5(木)	国際ホテル宇部3階「常盤西ホール」 (収容人員 100名) 宇部市島1-7-1	<14:00~15:30> 講演/「投資の時代に備えよ ～肝要なのは現状を正しく認識すること～」 杉村 富生 氏 (経済評論家)
	3/6(金)	福山ニューキャッスルホテル3階「光耀」 (収容人員 200名) 福山市三之丸町8-16	<13:30~15:00> 講演/「投資の時代に備えよ ～肝要なのは現状を正しく認識すること～」 杉村 富生 氏 (経済評論家)
	3/9(月)	リーガロイヤルホテル広島 4階「クリスタルホール」 (収容人員 300名) 広島市中区基町6番78号	<13:00~14:40> 証券会社の営業担当者による「株式達人コンテスト」 テーマ/「株式市場の見通し・相場展望について」 証券会社担当者 3名

担当地区協会	日 程	会 場	内 容
四 国	2/19(木)	阿波観光ホテル 5階「クリスタルパレス」 (収容人員 250名) 徳島市一番町3-16-3	<13:40～14:50> 講演／「賢い資産運用 株式投資のコツ」 木村 佳子 氏 (株式評論家)
			<15:00～16:10> 講演／「100年に一度の危機は100年に一度のチャンス」 杉村 富生 氏 (経済評論家)
九 州	2/13(金)	久留米ステーションホテル 地下1階 会議室 (収容人員 80名) 久留米市中央町2-14	<17:50～18:50> 講演／「株式投資の基礎知識」 斎 英次 氏 (NPOエイブロシス 証券カウンセラー)
			<19:00～20:50> 講演／「長期投資で人生を豊かにしよう」 澤上 篤人 氏 (さわかみ投信株式会社 代表取締役)
	2/14(土)	熊本交通センターホテル 3階 大ホール (収容人員 200名) 熊本市桜町3-10	<13:00～13:30> 講演／「株式の魅力を考える」 出田 信行 氏 (大熊本証券株式会社 代表取締役社長)
			<13:45～15:45> 講演／「長期投資で人生を豊かにしよう」 澤上 篤人 氏 (さわかみ投信株式会社 代表取締役)
	3/2(月)	天神ビル 11階 10号会議室 (収容人員 200名) 福岡市中央区天神2-12-1	<18:00～19:00> 講演／「当面の投資環境と株式市場」 鮎貝 正弘 氏 (三菱UFJ証券株式会社 投資情報部 シニア投資ストラテジスト)
			<19:15～20:45> 講演／「証券投資にかかるトラブル防止方法」 住田 裕子 氏 (ふじ合同法律事務所 弁護士)

(9地区 21都市 28会場 収容人員 9,670名 ※昨年度 9地区 15都市 19会場 参加人数 7,267名/収容人員 8,640名)

※やむを得ず講師、講演内容等が変更となる場合もございますので、予めご了承ください。

以 上

会長一任事項の報告 (20.11.19~21.1.20)

平成 21 年 1 月 21 日
日本証券業協会

1. 金融商品取引業者の加入【4社】

《平 20.11.19 承認》

・ O D L J A P A N 株式会社 (加入日: 平 20.11.20)

《平 20.12.17 承認》

・ J.P.モルガン・ワールド・ワイド・セキュリティーズ・サービス株式会社 (加入日: 平 20.12.18)

・ アイエヌジー 投信 株式会社 (加入日: 平 21.1.5)

・ ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社 (加入日: 平 21.1.5)

2. 金融商品取引業者の脱退【3社】

《平 20.11.19 承認》

・ ウェストエルビー・セキュリティーズ・パシフィック・リミテッド(証券) (脱退日: 平 20.11.30)

(ウェストエルビー証券会社)

《平 20.12.17 承認》

・ シティグループ・グローバル・インベストメンツ・ジャパン株式会社 (脱退日: 平 20.12.18)

・ ファンドネット証券株式会社 (脱退日: 平 21.1.10)

3. 登録金融機関の加入【1機関】

《平 20.12.17 承認》

・ 大阪証券金融株式会社 (加入日: 平 21.1.5)

以 上

認定投資者保護団体の設立について

平成 21 年 1 月 21 日
日本証券業協会

1. 経緯

・一昨年（平成 19 年）の金商法施行及び金商業協会懇談会（平成 19 年 6 月）等を受けて、「隙間のない自主規制」、「第 2 種業者に対する自主規制のあり方について」、昨年（平成 20 年）の 6 月 17 日及び 9 月 2 日、12 月 26 日の 3 回にわたり本協会の自主規制のあり方を考える特別委員会において議論を行った。

・12 月 26 日開催の特別委員会においては第 2 種業者をカバーする方式として、[第一案] 当協会の会員化を図る方式、[第二案] 認定投資者保護団体を新たに設立し、そこに加入する方式、[第三案] 第 2 種業者協会を設立する方式の 3 案について検討を頂き、そのうち、現実的困難性や調整期間の長期化懸念から自主規制機能のうち実現性の高い苦情相談・あっせん業務に絞った[第二案]の認定投資者保護団体を設立する方式を採用することで承認を頂いた。

2. 認定投資者保護団体設立方式の内容とその利点等

(1) 設立方式の内容

①具体的には、専ら苦情相談・あっせん業務を担う組織として、一般社団法人等の選択肢が考えられるが、簡便性、迅速性等の観点から NPO 法人を新たに設立する(別紙)。

②同法人は、金商法の認定投資者保護団体（第 79 条の 7）及び ADR 促進法（第 5 条）の認証を受け、本協会及び他の金商業協会は苦情相談・あっせん業務を同法人に委託する。また同法人には、自主規制機関に加入していない第 2 種業者の単独での加入も可能とする。

(2) 利点

①第 2 種業者（対象事業者）は、その事業活動などが多様であるが、入会に際しては、個別に入会審査を行うことにより選別することが可能であり、いわゆる不良業者を除外することが出来る。

②運営経費等の委託コスト負担については、統合による業務処理の効率化等により、協会員のコスト負担増大に繋がらないように合理化す

(別紙)

新設法人の概要(イメージ)

(苦情・あっせん業務の委託関係)

